

検査実施料に関するお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、令和7年6月30日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発0630第2号」により、測定項目に留意事項の変更がされましたので、下記の通りご案内いたします。

健康と医療の未来に貢献すべく、より良い検査サービスのご提供に努めてまいります。

謹白

記

■ 適用日 令和7年 7月 1日から適用

■ 保険収載内容 一部変更

測定項目	保険点数
クラミジア・トラコマチス核酸検出	188点
淋菌核酸検出	198点
淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出	262点



保険収載内容 一部変更 下線部分が変更されました。

測定項目	保険点数	検体検査判断料	診療報酬点数表区分
クラミジア・トラコマチス核酸検出	188点	微生物学的検査判断料 (※7 150点)	「D023」微生物核酸同定・定量検査 「1」
留意事項			
～ (略) ～			
イ クラミジア・トラコマチス核酸検出は、PCR法、LCR法、ハイブリッドキャプチャー法若しくはTMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法若しくは核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法、SDA法又はTRC法により、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体により実施した場合に限り算定できる。 <u>また、PCR法においては直腸からの検体により実施した場合も算定できる。</u>			
～ (以下、略) ～			

※該当項目：02582 3(旧 2582 1) クラミジアトラコマチス DNA

測定項目	保険点数	検体検査判断料	診療報酬点数表区分
淋菌核酸検出	198点	微生物学的検査判断料 (※7 150点)	「D023」微生物核酸同定・定量検査 「2」
留意事項			
～ (略) ～			
イ 淋菌核酸検出は、DNAプローブ法、LCR法による増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、SDA法、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法又はTRC法による。淋菌核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体（尿検体を含む。）によるものである。なお、SDA法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法又はTRC法においては咽頭からの検体も算定できる。 <u>また、PCR法においては直腸からの検体により実施した場合も算定できる。</u>			
～ (以下、略) ～			

※該当項目：02655 2(旧 2655 0) 淋菌 DNA

測定項目	保険点数	検体検査判断料	診療報酬点数表区分
淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出	262点	微生物学的検査判断料 (※7 150点)	「D023」微生物核酸同定・定量検査 「5」
留意事項			
～ (略) ～			
イ 「5」の淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法、SDA法又はTRC法による。淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体（尿検体を含む。）によるものである。なお、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、SDA法、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法又はTRC法においては咽頭からの検体も算定できる。 <u>また、PCR法においては直腸からの検体により実施した場合も算定できる。</u>			
～ (以下、略) ～			

※該当項目：06454 1(旧 6454 2) 淋菌およびクラミジアトラコマチス DNA 同時同定

以上